

あなたのマンションは民泊 Yes? No?

平成29年6月に「住宅宿泊事業法」が成立し、平成30年6月に施行されました。

これに伴い、みなさんの分譲マンションでも届出をすれば、住宅宿泊事業（いわゆる民泊）が可能となりました。

分譲マンションで民泊サービスを実施した場合、騒音やごみ問題、セキュリティ等のトラブルが発生する可能性があります。これらのトラブルを未然に防止するため、みなさまの分譲マンションで民泊を可能とするか禁止とするかを管理組合でよく話し合い、その結果を管理規約で明文化することをお勧めします。



管理規約改正例（単棟型）



民泊を可能とする場合

第●条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊業に使用することができる。



民泊を禁止する場合

第●条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊業に使用してはならない。

◎詳しくは国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>) をご覧ください。



住宅宿泊事業に伴う「マンション標準管理規約」の改正

検索



民泊の準備行為としての届出は、平成30年3月15日から開始されました。
管理規約の改正には、管理組合総会において議決権を有する者の4分の3を超える賛成の決議等の手続が必要となります。

ただし、管理規約の改正前に、適法に民泊が開始された場合、その後に管理規約を民泊禁止に改正するには、「建物の区分所有者等に関する法律」の規定により、議決権を有する者の4分の3を超える同意があったとしても、民泊を行っている方の承諾が必要となる可能性もあります。

みなさまのマンションでもご対応
をお願いします。



文京区では、以下の事業を実施しています。
民泊に関すること、その他のことでも是非ご利用ください。

★★★ 分譲マンション管理個別相談 ★★★

対 象 区内にある分譲マンションの区分所有者及び居住者
費 用 無料
申込期限 相談希望日の14日前まで

★★★ マンション管理士派遣 ★★★

対 象 区内にある分譲マンションの管理組合
費 用 無料
申込期限 派遣希望日の2週間前まで

文京区 都市計画部 住環境課 管理担当

〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター18階北側

電話番号 03-5803-1374 ファックス 03-5803-1376